

養育医療の申請について

1. 養育医療とは

生まれた時の体重が 2,000 グラム以下、または 2,000 グラム以上でも身体機能が未熟で治療を必要とすると医師が認めた場合に、入院時の保険診療自己負担額や食事療養費を公費でみる制度です。ただし、所得に応じた自己負担金が必要になります。全国の指定養育医療機関に入院治療される方が対象になります。

2. 申請に必要な書類・持ち物

(1)養育医療給付申請書 ※	保護者の方が記入。 なお、治療開始（出生日）から 1 か月以上を経過して申請する場合は遅延理由書を提出していただきます。
(2)養育医療意見書	病院の主治医に記入してもらってください。
(3)世帯調書 ※	同一世帯の世帯員及び世帯外扶養義務者を保護者が記入。 (生活保護法の被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給者である場合は、福祉事務所の被保護者であることの証明書、保護決定通知書、支援給付決定通知書の写し等を提出してください。)
(4)委任状（2 種類あります。）	①養育医療自己負担金分に相当する福祉医療費の請求権利を福祉医療担当課（子育て支援課）に委任する場合には必要になります。 ②手続きに見える方が申請者ではない場合に、必要になります。（すべての方に必要な書類ではありません。）
(5)同意書	所得状況・世帯状況の調査に対する同意書
(6)申請時の持ち物	保険証・福祉医療受給者証 個人番号カード※

※個人番号（マイナンバー）の記載箇所があります。

養育医療給付申請書（1）…本人（養育医療対象児）と扶養義務者（申請者）の個人番号

世帯調書（3）…生計を同一にする世帯員及び世帯外扶養義務者の個人番号（個人番号カードまたは通知カードの写しをご持参ください。）記載された個人番号の確認のために、扶養義務者の個人番号カードが必要です。個人番号カード交付前の方は扶養義務者（申請者）の通知カードと扶養義務者（申請者）本人の身元確認の出来るもの（運転免許証など）をご持参ください。申請者以外の方が手続きにお越しいただく場合は（4）②の委任状が必要となります。

3. 養育医療券の交付

養育医療給付が認定されましたら、医療券をご自宅に郵送しますので、病院窓口へ提示してください。指定医療機関にも、「養育医療券」の写しを送付します。

4. 対象となる費用

◎保険診療自己負担額と食事療養費

おむつ代など保険対象外の費用については養育医療対象外

◎同一世帯の方の所得に応じて養育医療自己負担金があります。

養育医療自己負担金の額は認定後に送付する文書に記載してあります。

5. 養育医療の自己負担の支払いについて

◎委任状を提出する場合

養育医療自己負担金の福祉医療費該当分を保護者の方の代理で請求します。

◎委任状を提出しない場合

養育医療自己負担金を保護者の方あてに請求しますので、指定金融機関から納付してください。(納付された自己負担金の医療費分は福祉医療費の助成の対象になりますので還付手続きができます。)

※食事療養費（ミルク代等）は福祉医療費の対象外ですので、委任状を提出しても、高所得の方など一部の方には、食事療養費を負担していただくことがあります。一部自己負担金が発生した場合は、保護者あてに請求させていただきますので、指定金融機関から納付してください。

※高額療養費の申請をしてください。養育医療の給付と医療保険各法の関係は、対象者が医療保険各法の被扶養者等である場合は、医療保険各法が優先されるため、いわゆる自己負担分が養育医療給付の対象となります。

提出先・お問合せ先
土岐市役所健康福祉部こども家庭課 こども家庭センター 〒509-5142 土岐市土岐津町土岐口 2110 番地 電話 0572-54-1111(代表) 0572-54-1386(直通)